

【参考資料】

- ・ あいち自動車環境戦略会議設置要綱 ···· 1~4
- ・ あいち自動車環境戦略会議専門部会設置規程 ···· 5~7
- ・ 愛知県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例 ···· 9
- ・ 愛知県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会運営要領 ···· 10
- ・ 愛知県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会委員・幹事名簿 ···· 11~12
- ・ 自動車エコ事業所認定制度実施要綱 ···· 13~15
- ・ 自動車エコ事業所認定制度に係る事務取扱要領 ···· 17~24

あいち自動車環境戦略会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 愛知県における自動車環境対策を関係実施主体が一致協力して推進することを目的として、あいち自動車環境戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 戰略会議は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について検討・調整を行う。

- (1) あいち自動車環境戦略の策定
- (2) あいち自動車環境戦略に基づく施策の推進
- (3) その他自動車環境対策の推進に関し必要な事項

(構成員)

第3条 戰略会議は、別表1に掲げる者により構成する。

- 2 戰略会議の議長は、愛知県知事をもって充てる。
- 3 議長は、戦略会議を代表し、会議に係る事務を総理する。

(会議)

第4条 戰略会議は、必要に応じて議長が招集する。

- 2 議長は、協議事項に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。
- 3 議長が会議に出席できない場合は、議長の指名した者がその会議において議長の代理を務める。

(総合調整会議)

第5条 戰略会議における協議事項の検討・調整を円滑に実施するため、戦略会議に総合調整会議を置く。

- 2 総合調整会議は別表2に掲げる者により構成する。
- 3 総合調整会議の議長は、愛知県環境部地球温暖化対策監をもって充てる。
- 4 総合調整会議は戦略会議における協議事項について検討・調整を行い、戦略会議にその結果について報告を行う。
- 5 総合調整会議の議長は、必要のつど総合調整会議を招集し、これを主宰する。
- 6 総合調整会議の議長は、必要があると認めるときは総合調整会議に関係者の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。

(専門部会)

第6条 総合調整会議において専門の事項を検討する必要があるときは、総合調整会議に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の部会長及び構成員は、総合調整会議の議長が指名する。
- 3 専門部会の部会長は、必要なつど専門部会を招集し、これを主宰する。
- 4 専門部会の部会長は、必要があると認めるときは専門部会に関係者の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 戰略会議、総合調整会議及び専門部会の庶務は、愛知県環境部大気環境課地球温暖化対策室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、戦略会議の運営その他必要な事項は、戦略会議の議長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年2月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月10日から施行する。

別表 1

あいち自動車環境戦略会議

区 分	構 成 員
関係地方行政機関（5）	農林水産省東海農政局長 経済産業省中部経済産業局長 国土交通省中部地方整備局長 国土交通省中部運輸局長 環境省中部地方環境事務所長
愛知県警察本部（1）	愛知県警察本部長
市町村（16）	名古屋市長（市長会名誉会長） 豊橋市長（旧豊橋田原広域市町村圏会長） 岡崎市長（旧岡崎額田地区広域市町村圏会長） 一宮市長（旧尾張西部広域行政圏会長） 半田市長（旧知多地区広域行政圏会長） 春日井市長（旧尾張北部広域行政圏会長） 豊川市長（旧宝飯地区広域市町村圏会長） 津島市長（旧海部地区広域行政圏会長） 碧南市長（旧衣浦東部広域行政圏会長） 豊田市長（旧豊田加茂広域市町村圏会長） 西尾市長（旧西尾幡豆広域市町村圏会長） 江南市長（市長会長） 新城市長（旧新城南北設楽広域市町村圏会長） 日進市長（旧尾張東部地区広域行政圏会長） 豊山町長（旧尾張中部地区広域行政圏会長） 武豊町長（町村会長）
関係道路管理者（3）	中日本高速道路株式会社名古屋支社長 名古屋高速道路公社理事長 愛知県道路公社理事長
関係機関・団体等（13）	愛知県商工会議所連合会会長 愛知県女性団体連盟会長 一般社団法人愛知県トラック協会会長 公益社団法人愛知県バス協会会長 一般社団法人中部経済連合会会長 特定非営利活動法人中部リサイクル運動市民の会代表理事 一般社団法人日本自動車連盟中部本部事務局長 特定非営利活動法人ボランタリーネイバーズ理事長 (以下の機関・団体等の代表) 特定非営利活動法人ITS Japan 石油連盟 一般社団法人日本ガス協会東海北陸部会 一般社団法人日本自動車工業会 中部電力株式会社
愛知県議会（1）	愛知県議会議長
愛知県（1）	愛知県知事

別表 2

あいち自動車環境戦略会議 総合調整会議

区 分	構 成 員
関係地方行政機関（5）	農林水産省東海農政局経営・事業支援部事業戦略課長 経済産業省中部経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課長 国土交通省中部地方整備局道路部計画調整課長 国土交通省中部運輸局交通環境部環境課長 環境省中部地方環境事務所環境対策課長
愛知県警察本部（3）	愛知県警察本部交通部参事官兼交通総務課長 愛知県警察本部交通部参事官兼駐車対策課長 愛知県警察本部交通部交通規制課長
市町村（16）	名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課長 豊橋市環境部温暖化対策推進室長 岡崎市環境部環境保全課長 一宮市環境部環境保全課長 半田市市民経済部環境課長 春日井市環境部環境政策課長 豊川市環境部環境課長 津島市生活産業部生活環境課長 碧南市経済環境部環境課長 豊田市環境部環境政策課長 西尾市環境部環境保全課長 江南市生活産業部環境課長 新城市環境部環境課長 日進市市民生活部次長兼環境課長 豊山町経済建設部建設課長 武豊町厚生部環境課長
関係道路管理者（3）	中日本高速道路株式会社総務企画部企画調整チームリーダー 名古屋高速道路公社技術部環境対策課長 愛知県道路公社工務部工務課長
関係機関・団体等（13）	（以下の機関・団体等の環境担当部局の代表） 愛知県商工会議所連合会 愛知県女性団体連盟 一般社団法人愛知県トラック協会 公益社団法人愛知県バス協会 一般社団法人中部経済連合会 特定非営利活動法人中部リサイクル運動市民の会 一般社団法人日本自動車連盟中部本部 特定非営利活動法人ボランタリーネイバーズ 特定非営利活動法人ITS Japan 石油連盟 一般社団法人日本ガス協会東海北陸部会 一般社団法人日本自動車工業会 中部電力株式会社
愛知県（2）	愛知県環境部地球温暖化対策監 愛知県環境部大気環境課地球温暖化対策室長

あいち自動車環境戦略会議専門部会設置規程

(設置)

第1条 あいち自動車環境戦略会議設置要綱（以下「設置要綱」という。）第6条第1項に基づき、あいち自動車環境戦略総合調整会議において専門の事項を検討するため、以下の専門部会を置く。

- (1) 自動車単体部会
- (2) 交通改善部会
- (3) 長期的施策検討部会
- (4) 審査部会

(検討事項)

第2条 専門部会は、次の事項について検討する。

- (1) 自動車単体部会
 - ア 自動車単体から排出される大気汚染物質、温室効果ガスの削減に関すること
 - イ 自動車単体から発生する騒音の低減に関すること
 - ウ 環境への負荷の少ない車の普及に関すること
 - エ その他自動車単体に関すること
- (2) 交通改善部会
 - ア 交通流の円滑化及び交通量の低減に関すること
 - イ 道路及び道路周辺の環境改善に関すること
 - ウ 環境監視及び情報提供に関すること
 - エ その他自動車交通の改善に関すること
- (3) 長期的施策検討部会
 - 長期的な視野に立った自動車環境施策に関すること
- (4) 審査部会
 - 自動車エコ事業所認定制度の審査に関すること

(構成員等)

第3条 専門部会の部会長、構成員については、設置要綱第6条第2項に基づき総合調整会議の議長が指名する。

- 2 専門部会については、設置要綱第6条第3項に基づき、部会長が召集し、これを主宰する。
- 3 専門部会については、設置要綱第6条第4項に基づき、必要があると認めるとときは、専門部会に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第4条 専門部会の庶務は、愛知県環境部大気環境課地球温暖化対策室において処理する。

(その他)

第5条 この規定に定めるもののほか、専門部会の運営その他必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この規程は、平成14年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年3月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年9月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年9月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年8月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年9月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年3月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月10日から施行する。

あいち自動車環境戦略会議 専門部会

区分	構成員	専門部会			
		自動車単体部会	交通改善部会	長期的施策検討部会	審査部会
関係地方行政機関	(以下の関係機関の課長補佐クラス)				
	農林水産省東海農政局経営・事業支援部事業戦略課		○		
	経済産業省中部経済産業局資源エネルギー・環境部エネルギー・対策課	○	○		○
	国土交通省中部地方整備局道路部計画調整課		○	○	
	国土交通省中部運輸局交通環境部環境課	○	○	○	
愛知県警察本部	(以下の関係機関の課長補佐クラス)				
	愛知県警察本部交通部交通総務課		○		○
	愛知県警察本部交通部駐車対策課		○		
	愛知県警察本部交通部交通規制課	○	○	○	
市町村	(以下の関係機関の課長補佐クラス)				
	名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課	○	○	○	
	豊橋市環境部温暖化対策推進室	○	○	○	
	岡崎市環境部環境保全課※1・環境総務課※2	○※1			○※2
	一宮市環境部環境保全課	○			○
	半田市市民経済部環境課	○			
	春日井市環境部環境政策課	○			
	豊川市環境部環境課	○			
	津島市生活産業部生活環境課	○			
	碧南市経済環境部環境課	○			
	豊田市環境部環境政策課	○	○	○	
	西尾市環境部環境保全課	○			
	江南市生活産業部環境課	○			○
	新城市環境部環境課	○			
	日進市市民生活部環境課	○			
	豊山町経済建設部建設課	○			
関係道路管理者	(以下の関係機関の課長補佐クラス)				
	中日本高速道路株式会社総務企画部企画調整チーム		○		
	名古屋高速道路公社技術部環境対策課		○		
	愛知県道路公社工務部工務課		○		
関係機関・団体等	(以下の機関・団体等の環境担当部局の担当)				
	愛知県商工会議所連合会	○	○	○	
	愛知県女性団体連盟	○			○
	一般社団法人愛知県トラック協会	○	○		
	公益社団法人愛知県バス協会	○	○		
	一般社団法人中部経済連合会	○	○	○	
	特定非営利活動法人中部リサイクル運動市民の会	○			○
	一般社団法人日本自動車連盟中部本部	○			○
	特定非営利活動法人ボランタリーネイバーズ	○	○		
	特定非営利活動法人ITS Japan		○	○	
	石油連盟	○		○	
	一般社団法人日本ガス協会東海北陸部会	○		○	
	一般社団法人日本自動車工業会	○		○	
愛知県	中部電力株式会社				○
	環境部大気環境課地球温暖化対策室長(部会長)	○	○	○	○

愛知県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例

(平成十四年三月二十六日愛知県条例第三号)

(趣旨)

第一条 この条例は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第十条第二項の規定に基づき、愛知県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 協議会は、委員三十五人以内で組織する。

2 委員は、知事及び次に掲げる者のうちから知事が任命する者をもって充てる。

- 一 愛知県公安委員会の委員長
- 二 関係市町村の長
- 三 国の関係地方行政機関の長
- 四 関係道路を管理する公共的機関の長
- 五 その他知事が必要と認める者

3 前項第五号に掲げる者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることができる。

(会長)

第三条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第四条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会においては、会長が議長となる。

3 協議会は、会長（会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第五条 協議会に、幹事四十五人以内を置く。

2 幹事は、県の職員、第二条第二項第二号から第四号までに掲げる者のうちから任命される委員の属する機関の職員又は同項第五号に掲げる者のうちから任命される委員の属する団体の役員若しくは職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(雑則)

第六条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会運営要領

(目的)

第1 この要領は、愛知県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例（平成十四年愛知県条例第三号）第六条の規定に基づき、愛知県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会)

第2 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会が次の各号のいずれかの事由により公開しない旨を決議したときは、この限りでない。

（1）愛知県情報公開条例（平成12年3月28日愛知県条例第19号）の不開示情報が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合

（2）会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障を生じると認められる場合

2 傍聴の手続、傍聬人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(幹事会)

第3 協議会における調査審議を円滑に遂行するため、幹事で組織する幹事会を置く。

2 幹事会に幹事長を置き、愛知県環境部地球温暖化対策監の職にある者をもって充てる。

3 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。

4 幹事会は、次の各号に定める事項について調査審議する。

（1）総量削減計画案の作成に関すること

（2）その他協議会が必要と認める事項に関すること

5 幹事会は、必要に応じて幹事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

6 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する幹事がその職務を代理する。

7 第2の規定は、幹事会の会議について準用する。

(代理)

第4 委員に事故その他やむを得ない事情があるときは、委員の属する機関の職員又は委員の属する団体の役員若しくは職員を代理として協議会に出席させることができる。

2 前項の規定は、幹事会の運営について準用する。

(会議録)

第5 協議会及び幹事会の議事については、会議録を作成し、10年間保存するものとする。

(事務局)

第6 協議会及び幹事会に関する事務は、愛知県環境部大気環境課地球温暖化対策室において処理する。

附 則

この要領は、平成14年6月21日から施行する。ただし、第2の規定については、同年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年9月29日から施行する。

愛知県自動車排出NOx・PM総量削減計画策定協議会委員

(平成25年9月10日現在)

氏名 (敬称略)	所属・役職	条例上の区分
森 多可志	農林水産省東海農政局 局長	
山本 雅史	経済産業省中部経済産業局 局長	
梅山 和成	国土交通省中部地方整備局 局長	国の関係地方行政機関の長 (第3号)
野俣 光孝	国土交通省中部運輸局 局長	
池田 善一	環境省中部地方環境事務所 所長	
天谷 昭裕	愛知県公安委員会 委員長	愛知県公安委員会の委員長 (第1号)
河村 たかし	名古屋市長	
佐原 光一	豊橋市長	
内田 康宏	岡崎市長	
谷 一夫	一宮市長	
榎原 純夫	半田市長	
伊藤 太	春日井市長	
山脇 実	豊川市長	
伊藤 文郎	津島市長	
禰宜田 政信	碧南市長	
太田 稔彦	豊田市長	
榎原 康正	西尾市長	
堀 元	江南市長	
萩野 幸三	日進市長	
鈴木 幸育	豊山町長	
糸山 芳輝	武豊町長	
猪熊 康夫	中日本高速道路株式会社 名古屋支社長	
村上 芳樹	名古屋高速道路公社 理事長	関係道路を管理する公共的 機関の長 (第4号)
澤田 弘二	愛知県道路公社 理事長	
久保田 浩文	愛知県議会 議長	
高橋 治朗	愛知県商工会議所連合会 会長	
福谷 清子	愛知県女性団体連盟 幹事	
小幡 銀伸	一般社団法人愛知県トラック協会 会長	
河野 英雄	公益社団法人愛知県バス協会 会長	
三田 敏雄	一般社団法人中部経済連合会 会長	その他知事が必要と認める 者 (第5号)
永田 秀和	特定非営利活動法人中部リサイクル運動市民の会 代表理事	
大橋 一記	一般社団法人日本自動車連盟中部本部 事務局長	
武長 僕行	特定非営利活動法人ボランタリーネイバーズ 副理事長	
大村 秀章	愛知県知事	

愛知県自動車排出NOx・PM総量削減計画策定協議会幹事

(平成25年9月10日現在)

氏名 (敬称略)	所属・役職	条例上の区分
妹尾 宏明	農林水産省東海農政局経営・事業支援部事業戦略課長	
伊藤 和正	経済産業省中部経済産業局資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課長	
牛居 恒太	国土交通省中部地方整備局道路部計画調整課長	国の関係地方行政機関の長 (第3号) 関係
平谷 守	国土交通省中部運輸局自動車交通部貨物課長	
遊佐 秀憲	環境省中部地方環境事務所環境対策課長	
石川 智之	愛知県警察本部交通部参事官兼交通総務課長	
阿部 一雄	愛知県警察本部交通部参事官兼駐車対策課長	愛知県公安委員会の委員長 (第1号) 関係
本田 俊彦	愛知県警察本部交通規制課長	
小松 隆雄	名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課長	
佐久間 基裕	豊橋市環境部環境保全課長	
中根 靖夫	岡崎市環境部環境保全課長	
渡邊 鉄夫	一宮市環境部環境保全課長	
間瀬 直人	半田市市民経済部環境課長	
加藤 正紀	春日井市環境部環境政策課長	関係市町村の長 (第2号) 関係
芳賀 金治	豊川市環境部環境課長	
古田 正人	津島市生活産業部生活環境課長	
杉本 広則	碧南市経済環境部環境課長	
吉田 寿也	豊田市環境部環境保全課長	
野澤 啓至	西尾市環境部環境保全課長	
米田 隆彦	江南市生活産業部環境課長	
松田 正子	日進市市民生活部次長兼環境課長	
蟹江 敏彦	豊山町経済建設部建設課長	
木村 孝士	武豊町厚生部環境課長	
塩梅 崇	中日本高速道路株式会社 名古屋支社 総務企画部企画調整チーム チームリーダー	関係道路を管理する公共的 機関の長 (第4号) 関係
佐野 千裕	名古屋高速道路公社技術部環境対策課長	
中野 錦也	愛知県道路公社工務部工務課長	
鈴木 孝宏	名古屋商工会議所 企画振興部環境・エネルギーグループ長	
村松 桂子	愛知県女性団体連盟 幹事	
上野 智也	一般社団法人愛知県トラック協会 支援事業部長	
古田 寛	公益社団法人愛知県バス協会 専務理事	その他知事が必要と認める 者 (第5号) 関係
河野 義信	一般社団法人中部経済連合会 産業振興部長	
和喜田 恵介	特定非営利活動法人中部リサイクル運動市民の会 共同代表	
石井 千三	一般社団法人日本自動車連盟愛知支部 事業課長	
新海 洋子	特定非営利活動法人ボランタリーネイバーズ 理事	
原田 弥生	愛知県環境部地球温暖化対策監	
飯沼 克己	愛知県環境部地球温暖化対策室長	

自動車エコ事業所認定制度実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、あいち自動車環境戦略2020（以下「戦略」という。）に掲げる施策に積極的に取り組む事業所を「自動車エコ事業所」として認定し、その事業所の実施する取組を通じて自動車環境の改善を図り、もって県民が安心して快適に生活できる自動車環境の実現を図ることを目的とする。

(自動車エコ事業所)

第2 自動車エコ事業所とは、戦略に掲げる施策に積極的に取り組み、実践している県内の事業所のうち、自動車環境の改善に大きく貢献するものとして別に定める基準（以下「認定基準」という。）を満たし、第4の第1項で認定された事業所をいう。

(認定の申請)

第3 自動車エコ事業所の認定を受けようとする事業所は、その事業所の名称、所在地、施策への取組状況等の事項を記載した自動車エコ事業所認定申請書（様式第1。以下「申請書」という。）を、あいち自動車環境戦略会議（以下「会議」という。）の議長（以下「議長」という。）が別に指定する期間に、会議の構成員に提出しなければならない。

2 平成25年3月28日以前に自動車エコ事業所の認定を受けた事業所であっても、平成25年3月28日以降において申請書を会議の議長が別に指定する期間に、会議の構成員に提出することを妨げない。

3 会議の構成員は、前項で提出のあった申請書をとりまとめたうえ、議長に提出するものとする。

(認定)

第4 議長は、第3第1項の規定により申請書の提出をした事業所について、別に定める会議の専門部会（以下「専門部会」という。）に認定基準の適合の有無を審査させ、適當と認める場合には、その事業所を自動車エコ事業所として認定するものとする。

2 議長は、前項の認定を行うにあたっては、あらかじめ、会議の総合調整会議に諮るものとする。

(認定証及び表示板の交付)

第5 議長は、自動車エコ事業所として認定された事業者には認定証（様式第2）及び表示板（様式第3）を交付するものとする。

(申請事項の変更の届出)

第6 自動車エコ事業所は、第3の第1項の申請した事項（施策への取組状況を除く。）に変更があった場合には、自動車エコ事業所変更届出書（様式第4）を、速やかに申請書を提出した構成員（以下「担当構成員」という。）に提出しなければならない。

(廃止等の届出)

第7 自動車エコ事業所は、認定基準に適合せず、若しくは適合しなくなることが明らかになった場合又は自動車エコ事業所の認定の取消しを求めようとする場合は、自動車エコ事業所廃止等届出書（様式第5）に認定証（様式第2）及び表示板（様式第3）を添えて、速やかに担当構成員に提出しなければならない。

2 事業者が前項の規定により、自動車エコ事業所の認定の取消しを求め、自動車エコ事業所廃止等届出書（様式第5）を提出した場合には、その届出の際に当該事業者の認定は取り消されたものとみなす。

（認定の取消等）

第8 議長は、自動車エコ事業所が認定基準に適合しないことが明らかになった場合には、あらためて、専門部会で認定基準の有無を審査させたうえで、その認定を取り消すことができる。

2 第4の第2項の規定は、前項の取消しについて準用する。

3 第1項で認定を取り消された事業所は、速やかに認定書（様式第2）及び表示板（様式第3）を担当構成員に提出しなければならない。

（戦略に掲げる施策の推進等）

第9 自動車エコ事業所は、戦略に掲げる施策の推進に努めるとともに、毎年4月末日までに、戦略に掲げる施策への取組を記載したあいち自動車環境戦略2020取組状況報告書（様式第6）を担当構成員に提出しなければならない。

（自動車エコ事業所の普及）

第10 議長は、自動車エコ事業所の認定制度の普及等を図るため、自動車エコ事業所の一覧表を作成するとともに、ホームページへの掲載等制度の周知に努めるものとする。

（委任）

第11 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

（準用）

第12 第3の第2項の規定は、第6、第7、第8の第3項及び第9の提出について準用する。

附 則

この要綱は、平成16年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月10日から施行する。

この要綱の施行前に自動車エコ事業所として認定されていた事業所は、改正後の第2の規定及び認定基準にかかわらず、なお従前の例による。

自動車エコ事業所認定制度実施要綱第2に規定する認定基準

認定基準は、次表に掲げる各取組に対する戦略推進点の合計が4点以上とする。

取 組	戦 略 推 進 点	
エコカー導入	エコカ一割合4割以上	1
	エコカ一台数10台以上かつ エコカ一割合6割以上	2
	エコカ一台数10台以上かつ エコカ一割合9割以上	3
公共交通機関の利用促進等	主たる通勤方法が公共交通機関（送迎用バスを含む。）、自転車又は徒歩である従業員割合 ・主要な公共交通機関の駅（停留所）から1km以内の事業所 概ね10割 ・主要な公共交通機関の駅（停留所）から2km以内の事業所 7割以上 ・主要な公共交通機関の駅（停留所）から2km超の事業所 5割以上	1
エコドライブシステム導入	アイドリング・ストップ装置など、エコドライブを推進する装置付きの自動車の割合 5割以上	1
グリーン配送制度導入	導入及び実施	1
パーク・アンド・ライド用、EV・PHV対応型駐車場の提供	1～5台	1
	6～10台	2
	11台以上	3
サイクル・アンド・ライド用、レンタサイクル用駐輪場の提供	1～10台	1
	11～20台	2
	21台以上	3
一般開放されたEV・PHV用充電設備の設置	1基	1
	2基	2
	3基以上	3
EV・PHVタクシー、EV・PHVカーシェアリングの導入	1台	1
	2台	2
	3台以上	3
CNG（天然ガス）自動車等用の充填設備の設置	1基	1
	2基	2
	3基以上	3
上記以外の取組 (物流事業所の共同輸配送への取組など)	自動車環境の改善に大きく貢献している状況について、個別審査し評価する。	1～3

備考1 エコカーとは、戦略に規定する次世代自動車等先進エコカーのことをいう。

- 2 グリーン配送とは、購入した物品をエコカー等環境への負荷の少ない自動車を使用して納入させることをいう。
- 3 駐車場・駐輪場の提供の場合は、原則として無償提供している事業所を対象とする。

自動車エコ事業所認定制度に係る事務取扱要領

(目的)

第1 この要領は、自動車エコ事業所認定制度実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、自動車エコ事業所認定制度の実施にあたり必要な事項を定めるものとする。

(事業所の範団)

第2 対象とする事業所は、法人だけでなく個人事業者も含むものとする。

(申請受付期間)

第3 要綱第3に規定する別に指定する期間は、申請受付開始日から1ヶ月間とする。

(申請書提出先)

第4 自動車エコ事業所認定申請書の提出先は、別表に掲げる機関とする。

(申請添付書類)

第5 事業者は、自動車エコ事業所認定申請書を提出するにあたり、事業所の所在地、施策への取組状況等を明らかにするため、別紙1のとおり書類等を添付するものとする。

2 別紙1に定める自動車エコ事業所認定申請書の添付書類のうち、事業所に導入されている自動車の一覧表については別紙様式第一により提出するものとする。また、従業員の主たる通勤方法の内訳表については、別紙様式第二により提出するものとする。

(申請から認定までの事務処理)

第6 事業者が要綱第3に基づき自動車エコ事業所認定申請書を提出してから、要綱第5に規定する、認定事業者に対する認定証及び表示板の交付までの事務処理については、要綱第3から第5の規定に従うほか、別紙2のとおり進めるものとする。

(認定基準の各取組毎の審査方針)

第7 要綱第4に規定する認定基準の適合の有無の審査に当たっては、各取組毎に別紙3の方針により審査を行うものとする。

附 則

この要領は、平成16年7月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年3月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年8月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年8月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年9月10日から施行する。

別 表

自動車エコ事業所認定申請書の提出先

区分	あいち自動車環境戦略会議構成員名
関係地方行政機関	農林水産省東海農政局長 経済産業省中部経済産業局長 国土交通省中部地方整備局長 国土交通省中部運輸局長 環境省中部地方環境事務所長
市町村	名古屋市長 豊橋市長 岡崎市長 一宮市長 半田市長 春日井市長 豊川市長 津島市長 碧南市長 豊田市長 西尾市長 江南市長 新城市長 日進市長 豊山町長 武豊町長
愛知県	愛知県知事

自動車エコ事業所認定申請書の添付書類

①申請書に必ず添付が必要な書類

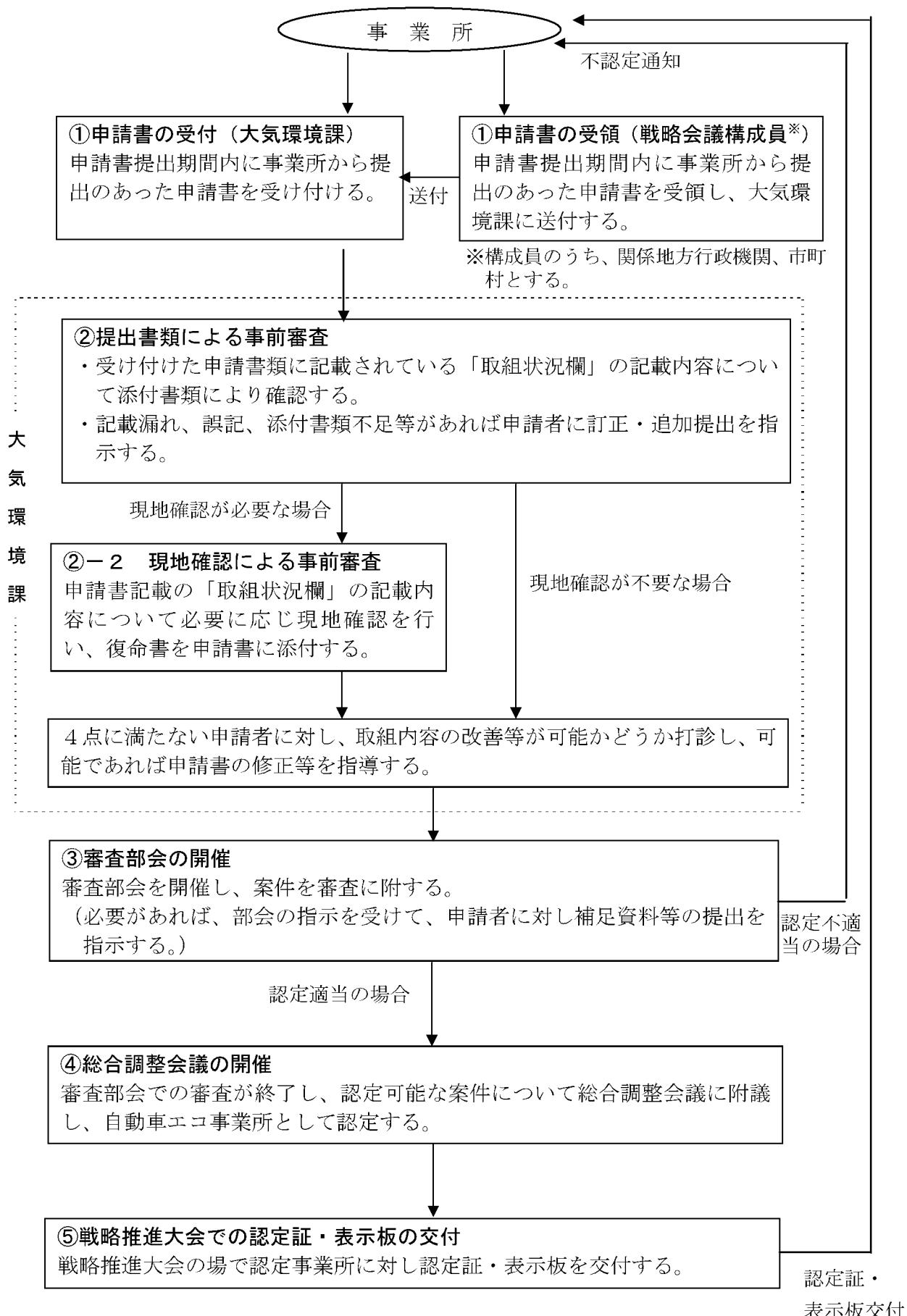
事業所付近の地図（最寄り駅等から事業所までがわかるもの）

②各取組毎の添付書類

取 組	添付書類
エコカー導入	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所に導入されている自動車の一覧表（別紙様式第一） ・エコカーの車検証の写し
公共交通機関の利用促進等	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の主たる通勤方法及びその方法別の人�数がわかる内訳表（別紙様式第二） ・主要駅（停留所）と事業所の位置関係が把握可能な地図等〔事業所から最も近い駅（停留所）を主要な公共交通機関の駅（停留所）としない場合は、主要な公共交通機関の駅（停留所）よりも事業所に近い駅（停留所）をすべて地図上に示すとともに、その理由を別紙で添付すること〕
エコドライブシステム導入	<ul style="list-style-type: none"> ・アイドリング・ストップ機能を当初から搭載した自動車については、その機能の搭載を確認できる書類（車検証の写し等） ・アイドリング・ストップ装置（後付け）、エコドライブナビゲーションシステムについては、装置の設置や効果等のわかる写真及び資料
グリーン配送制度導入	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン配送の指示がわかる契約書、規約等の写し ・グリーン配送による年間延べ台数がわかる書類 ・その他グリーン配送の内容がわかる書類
パーク・アンド・ライド用、E V・P H V対応型駐車場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内における駐車場の位置が把握できる地図等 ・駐車場の平面図等説明用図面類 ・駐車場に関する規約類（利用案内、利用者約款等） ・駐車場の現況がわかる写真（駐車場の表示、案内看板等の状況が確認できるもの）
サイクル・アンド・ライド用、レンタサイクル用駐輪場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内における駐輪場の位置が把握できる地図等 ・駐輪場の平面図等説明用図面類 ・駐輪場に関する規約類（利用案内、利用者約款等） ・駐輪場の現況がわかる写真（駐輪場の表示、案内看板等の状況が確認できるもの）
一般開放されたE V・P H V用充電設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内における充電設備の位置が把握できる地図等 ・充電設備の平面図等説明用図面類 ・充電設備に関する規約類（利用案内、利用者約款等） ・充電設備の現況がわかる写真（充電設備の表示、案内看板等の状況が確認できるもの）

EV・PHVタクシー、EV・PHVカーシェアリングの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・導入されているEV・PHVの一覧表（別紙様式第一） ・EV・PHVの車検証の写し ・EV・PHVタクシー、EV・PHVカーシェアリングに関する規約類（利用案内、利用者約款等） ・EV・PHVカーシェアリングの実施場所の位置が把握できる地図等。 ・EV・PHVカーシェアリングの現況がわかる写真（案内表示等の状況が確認できるもの）
CNG（天然ガス）自動車等用の充填設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内における充填設備の位置が把握できる地図等 ・充填設備の平面図等説明用図面類 ・充填設備に関する規約類（利用案内、利用者約款等） ・充填設備の現況がわかる写真（充填設備の表示、案内看板等の状況が確認できるもの）
上記以外の取組 (物流事業所の共同輸配送への取組など)	<ul style="list-style-type: none"> ・取組の内容を証する書類

自動車エコ事業所認定制度 事務処理の流れ



認定基準の各取組毎の審査方針

取 組	審査方針
エコカー導入	<ul style="list-style-type: none"> ・エコカーは戦略で定めるエコカー（ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車、平成17年排出ガス基準75%低減（☆☆☆☆）かつ平成22年度燃費基準+25%達成車又は平成27年度燃費基準達成車（登録車）とする。 ・事業所に導入されている自動車の一覧表を提出してもらうとともに、エコカーについては、車検証の写しで確認を行う。
公共交通機関の利用促進等	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての従業員を対象とする。 ・主要な公共交通機関の駅（停留所）は、事業所の近くにあっても従業員がほとんど利用しない駅（停留所）は除外し、最も社員が利用する駅（停留所）あるいは送迎用バスが発着する駅とする。 ・概ね10割とは、9割5分以上とする。
エコドライブシステム導入	<ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブシステムとは、装置そのものがエコドライブを推進することを目的としているものとし、アイドリング・ストップ装置、エコドライブナビゲーションシステムを対象とする。その他については個別審査とする。
グリーン配送制度導入	<ul style="list-style-type: none"> ・当面は個別審査とする。
パーク・アンド・ライド用、EV・PHV対応型駐車場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者がパーク・アンド・ライド用、もしくはEV・PHV対応型の駐車場であると理解できるように表示等がされていれば専用のスペースである必要はない。 ・駐車場の提供台数、提供の要件がわかる書類を添付する。
サイクル・アンド・ライド用、レンタサイクル用駐輪場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者がサイクル・アンド・ライド用、レンタサイクル用の駐輪場であると理解できるように表示等がされていれば専用のスペースである必要はない。 ・駐輪場の提供台数がわかる書類を添付する。提供台数が決まっていない場合は、標準的な自転車が占める面積（1m²/台）を基に計算する。
一般開放されたEV・PHV用充電設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・充電設備は、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車のための専用設備であること。 ・充電設備は、急速充電設備、普通充電設備を問わない。 ・自家用で使用しても可であるが、対外的に開放している必要がある。 ・充電設備の使用料金は、有料・無料を問わない。

EV・PHVタクシー、EV・PHVカーシェアリングの導入	<ul style="list-style-type: none"> EV・PHVタクシーもしくはEV・PHVカーシェアリングに導入されている自動車の一覧表を提出してもらうとともに、車検証の写しで確認を行う。
CNG（天然ガス）自動車等用の充填設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> 充填設備は、CNG（天然ガス）自動車のための専用設備である。 対外的に開放している必要はない。（自家用のみでも可） 充填設備を対外的に開放している場合の使用料金は、有料・無料を問わない。
上記以外の取組 (物流事業所の共同輸配送への取組など)	<ul style="list-style-type: none"> 物流事業所の共同輸配送への取組等、自動車環境の改善に大きく貢献している状況について個別審査する。